

## 九州大学日本ジョナサン・KS・チョイ文化館使用規則

平成30年度九大規則第44号  
制 定：平成30年11月 1日  
最終改正：令和 3年 3月30日  
(令和2年度九大規則第74号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学日本ジョナサン・KS・チョイ文化館（以下「文化館」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 文化館は、東アジアの歴史、文化及び技術分野における教育研究の交流拠点として、九州大学（以下「本学」という。）の教育研究活動及び社会連携の促進に資することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 文化館に管理運営責任者を置く。

2 管理運営責任者は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(施設)

第4条 文化館に、中山ホール及びウィン・カム賓室（以下「施設」という。）を置く。

(使用の範囲及び許可)

第5条 文化館は、第2条の目的の範囲内で、本学関係者及び一般市民の利用に供するものとする。

2 文化館の施設の使用に当たっては、あらかじめ管理運営責任者の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により、当該施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 本学の職員経験者
- (3) 本学の卒業生
- (4) 本学と連携又は協力する学外関係者
- (5) その他管理運営責任者が適当と認めた者

(適正使用)

第6条 文化館の使用に当たっては、文化館の目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理運営責任者は、文化館を使用する者（以下「使用者」という。）が、この規則等及び許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(返還)

第7条 使用者は、文化館の使用を終了したとき又はその使用許可を取消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、その責に帰すべき事由により、文化館の施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損額を賠償しなければならない。

(使用時間等)

第9条 文化館の使用時間、休業日等については、使用細則で定める。

(使用料)

第10条 使用者は、使用料金規程で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用に供する場合には、無償で使用できるものとする。

(1) 本学（九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第25条第1項に定める部局等を除く。以下同じ。）が主催若しくは共催する式典、シンポジウム、研究会、講演会、行事等

(2) 本学が実施する会議、委員会、研究会、教育プログラム等

(3) その他管理運営責任者が適当と認めたもの

(事務)

第11条 文化館の管理運営に関する事務は、国際部国際企画課において処理する。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、文化館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第74号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。